

ユビキタスネット社会の制度問題検討会
第 2 回会合 議事要旨

1 日時：2006 年 4 月 26 日（水）15：30～17：30

2 場所：総務省 9 階 902 会議室

3 出席者：

（1）構成員

堀部政男座長（中央大学大学院）、指宿信座長代理（立命館大学大学院）、岡村久道構成員（弁護士）、岸上順一構成員（日本電信電話株式会社）、小向太郎構成員（情報通信総合研究所）、玉井克哉構成員（東京大学）、寺田眞治構成員（株式会社インデックス）、平野晋構成員（中央大学）、横山経通構成員（弁護士）

（2）事務局（総務省）

竹田情報通信政策局長、阪本総合政策課長、近藤情報通信政策研究所調査研究部長

4 議事経過：

（1）構成員からのプレゼン 1

岡村構成員から、資料 2-2 に基づき、①情報セキュリティ法制のあり方と②オンライン通販に係る表示規制等について、問題点の指摘等がなされた。

（2）構成員からのプレゼン 2

玉井構成員から、資料 2-3 に基づき、ネットワーク社会に対応した著作権法制のあり方等について、問題点の指摘等がなされた。

（3）構成員からのメモ

事務局から、大谷構成員が提出したメモ（資料 2-4）について、趣旨の説明等がなされた。

（4）質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換が行われた。主な質疑、意見等は次のとおり。

○オンライン通販に係る表示規制については、特定商取引法でカバーできないのは、指定商品・指定役務になっていないものと、非事業者である個人の取引の 2 つである。前者はそれほど多くない。他方、後者について、一律に個人の身元を開示させるのは、プライバシー保護の観点から行き過ぎではないか。

○オンライン通販についても、CtoC というのは幻想で、ほとんどは BtoC である。商行為とみなして対応せざるを得ない場合が多いのではないか。

○特定商取引法の適用範囲をこれ以上広げるのは難しい。オンラインという切り口で分野横断的に対応する方向もあるのではないか。

○発信者情報開示の範囲を広げるのは難しい。表示義務を課すという方向の方が、既存の法制度との親和性という点でも望ましいのではないか。

○情報セキュリティについては、これまで IT 基本法や個人情報保護法等で部分的に対応してきたが、そろそろ基本法のようなものが必要ではないか。

- 金融商品取引法案でも、内部統制の一環としてITへの対応が要請される見込みである。しかし、このようにセキュリティに関する規定が各法律にバラバラに存在すると、相互に趣旨が食い違う可能性があるのではないか。
- 産業界では、個人情報保護法の影響で、個人情報が必要となるようなビジネスにはなるべく関与しないようにしようという風潮がある。
- セキュリティにしても個人情報保護にしても、行為規範が不明確であることが経済活動を阻害している。判例の蓄積には時間がかかる。ガイドラインは行為規範の明確化のため有効だが、様々なガイドラインが散在してよく分からなくなっている。どこかでガイドラインの整合性や位置付けを点検することが必要ではないか。
- 例えば、お財布ケータイを使って改札を通る場合、どの省庁の個人情報保護ガイドラインが適用されるのか。国土交通省なのか、経済産業省なのか、金融庁なのか。結局、各ガイドラインの一番厳しい部分を守らなければならなくなる。
- ガイドラインには、「こうしなさい」とは書かれているが、「ここまでやればよい」とは書かれていない。その結果、安全重視で過剰に対応してしまう。個人情報保護法対応はその典型である。
- ガイドラインは、具体的な事例がない段階で策定するのである程度抽象的なものにならざるを得ない。事業者からの問合せをフィードバックして、規定の内容を見直すプロセスを確立することが重要ではないか。
- 企業では、法律やガイドラインの存在自体をよく知らないことも多い。全体を俯瞰して、これはここに書いてあるというマップのようなものがあると便利ではないか。
- 著作権に関連して懸念している問題として、着メロ等の携帯コンテンツの移転の可否の問題がある。現在、通信キャリア側の仕様により、プロテクトのかかった携帯コンテンツは外部に転送できないようになっているが、利用者には必ずしもそのことが知られていない。今後、ナンバーポータビリティの導入に伴い、携帯電話端末の変更が頻繁になると、利用者からのクレームが増加する可能性がある。
- 着メロ等も、本来、ワンコピーでいくらかという仕組みにすべきであり、端末の機種を変えたら同じ着メロを再度買わなければならないというのはおかしいのではないか。
- 著作権や知的財産権に対する教育が足りないことが問題ではないか。著作権者に対して対価が支払われる仕組みがないと著作権者の生活が成り立たないことを知ってもらう必要があるのではないか。
- 利用者側の意識としては、機種変更に伴う着メロ等の移転は当然に私的利用の範囲内だという認識ではないか。
- 法的には、通信キャリアは、着メロ等の移転ができないことについて契約時に利用者の同意を得ているはずである。問題は、大谷構成員のペーパーにもあるよう

な同意の実質であり、この点については、認知科学等の知見も採り入れて、政策として望ましいあり方を検討していくべきではないか。

○権利者不明著作物についてネガティブ・コンセント方式による対応を図るという玉井構成員のアイデアは、「善意で使った場合はお咎めなし」という制度と連続しているのではないか。

○現行著作権法は、著作権について善意取得を認めていない。これは、そもそも著作物が転々流通することを想定していないためである。たしかに、善意取得だと、私的な取引だけで原著作権者の権利が消滅してしまうので行き過ぎであるが、権利者団体への照会等を要件とし、権利の保護を期待する者は、自分の権利を権利者団体に登録しておくよう要求することは制度としてあり得るのではないか。

○著作権法については、ベルヌ条約の枠内でしか対応できないのではないか。ただ、同一性保持権について、一切改変できないというのは、条約の保護を超えており、行き過ぎである。

○コンテンツの円滑な流通という観点からは、著作物を使われれば使われた分だけ著作権者にお金が入る仕組みが確保されていればよく、そもそも著作物を他人に使って欲しくないという人は、自分でその旨を明らかにしておくべきではないか。

(5) 今後のスケジュール

事務局から、資料２－６に基づき、検討会の進め方について説明がなされ、了承された。

以 上